

# 公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金

## 林業技術向上促進事業実施要領

制定 平成 7 年 3 月 16 日  
改正 平成 8 年 3 月 13 日  
平成 12 年 4 月 1 日  
平成 15 年 12 月 1 日  
平成 25 年 4 月 1 日  
平成 27 年 12 月 3 日  
平成 28 年 12 月 5 日  
令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

**第1条** この要領は、林業労働者の技術を向上するため、資格取得・研修受講等の経費に対して、公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金（以下「財団」という。）が、予算の範囲内において資金を助成することについて必要な事項を定める。

(資格・研修の定義)

**第2条** この規程でいう資格・研修等とは、別に定めるものとする。

(事業の内容)

**第3条** この事業は、森林組合等が事業計画に基づき資格取得・研修受講等を実施した場合、事業主が負担する経費の一部を助成するものとする。

(助成率及び助成金額)

**第4条** 前条の規定による助成率等は別に定めるものとする。

(対象者)

**第5条** 事業の対象となる林業労働従事者は、別に定めるものとする。

(助成金の交付申請)

**第6条** 森林組合長等（以下「組合長等」という。）は、林業技術向上促進事業助成金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに、財団理事長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

**第7条** 財団理事長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を、林業技術向上促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

**第8条** 組合長等は、助成事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、林業技術向上事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を財団理事長に提出するものとする。

2 財団理事長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、承認すべきものと認めたときは、林業技術向上促進事業中止（廃止）承認通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(交付決定額の変更)

**第9条** 組合長等は、第7条の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、林業技術向上促進事業助成金変更交付申請書（様式第5号）を、財団理事長にすみやかに提出しなければならない。

2 財団理事長は、前項の申請を受理したときは、第7条の規定に準じ決定を行い、組合長等に、林業技術向上促進事業助成金交付決定変更通知書（様式第6号）により通知する。

(実績報告)

**第10条** 組合長等は、助成事業が完了したときは、林業技術向上促進事業実績報告書（様式第7号）を、すみやかに提出しなければならない。

**第10条の2** 前項に規定する林業技術向上促進事業実績報告書の添付書類のうち、財団理事長が別に定める資格・研修等については添付を省くことができる。

(額の確定)

**第11条** 財団理事長は、助成事業に係る前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、林業技術向上促進事業助成金額確定通知書（様式第8号）により、組合長等に通知する。

2 財団理事長は、確定した助成金の額が、交付決定額（第9条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により変更された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(助成金の請求)

**第12条** 財団理事長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、組合長等から提出される林業技術向上促進事業助成金請求書（様式第9号）により助成金を交付する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成7年3月16日から施行する。
- 2 この要領は、平成8年3月13日から施行する。
- 3 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成15年12月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成27年12月3日から施行する。
- 7 この要領は、平成28年12月5日から施行する。
- 8 この要領は、令和3年4月1日から施行する。